第十六条中「すべて」を「全て」に改める。

第十八条第一項中「第三十八条第一項第一号ロ⑵」の下に「及び第二号ロ⑵」を加え、同項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額）

第十八条の二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）第一条の二第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（法第百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

第十九条第一項中「第百二十条第一項」を「第百二十条第一項各号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「第百二十条第一項」を「第百二十条第一項第二号」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第十九条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象見込額」を「加入者一人当たり調整前負担調整見込額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象見込額」を「加入者一人当たり調整前負担調整見込額」に、「第三十八条第一項第一号に規定する負担調整対象見込額の総額」を「第三十八条第三項各号に掲げる額の合計額」に改め、同条ただし書中「から当該年度」を「から同年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（被保険者一人当たり標準報酬総額）

第十九条の三　算定政令第一条の七第一号に規定する前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

第二十条第一項中「第三十八条第一項第一号ロ⑵」の下に「及び第二号ロ⑵」を加え、同項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額）

第二十条の二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）第一条の二第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（法第百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

第二十一条中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第二十一条ただし書中「から当該年度」を「から同年度」に改める。

第二十二条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「第三十四条第一項第二号」を「第三十五条第一項第二号」に、「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」を「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に、「第三十四条第一項第二号」を「第三十五条第一項第二号」に、「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」を「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」に、「前条」を「第十四条の二」に、「概算額補正率」を「確定額補正率」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第二十二条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第二十三条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第二十三条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第二十四条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第二十四条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第二十五条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第二十五条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第二十六条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第二十六条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第二十七条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第二十七条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第二十八条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第二十八条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第二十九条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第二十九条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十一条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十一条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十二条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十二条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十三条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十三条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十四条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十四条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十五条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十五条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十六条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十六条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十七条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十七条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十八条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十八条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第三十九条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第三十九条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十一条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十一条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十二条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十二条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十三条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十三条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十四条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十四条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十五条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十五条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十六条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十六条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十七条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十七条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十八条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十八条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第四十九条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第四十九条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第五十条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第五十条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第五十一条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第五十一条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同条中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に、「第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度における全て」を「第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改める。

第五十二条第一項中「第九条第一号イ」の下に「、第九条第一号ロ、第九条第二号イ及び第九条第二号ロ」を加え、「概算補正係数」を「確定補正係数」に、「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に、「法第三十四条第一項第二号」を「法第三十五条第一項第二号」に、「後期高齢者支援金の概算額」を「後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改める。

第五十二条の二の見出し中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」